

新型コロナウイルス感染症に関する自費検査を提供する機関が  
利用者に情報提供すべき事項

1. ホームページ等で利用者へ情報開示する事項

- (1) 利用者に検査を提供する機関の基本情報、問い合わせ先(名称、住所、受付時間、電話番号、メールアドレス等)
- (2) 検査方法(PCR法、LAMP法、抗原定量検査、抗原定性検査等)
- (3) 検体採取方法(唾液、鼻咽頭ぬぐい液、鼻腔ぬぐい液等)
- (4) 検査時間(検査の開始から検査結果の通知までに要する日数・時間)
- (5) 自費による検査である旨と検査費用(PCR検査、抗原定量検査、抗原定性検査等のうち実施している検査について、1回当たりの費用(税込み))
- (6) 検査費用に含まれるサービスの内容(検査分析料、診断料、陰性証明書発行料等)
- (7) 検査以外の費用(上記の費用とは別に、診断料や検体送料、陰性証明書発行料を設定している場合、その内容と費用(税込み))
- (8) 検査分析を実施する機関の種類(医療機関または、衛生検査所)
- (9) 医師による陰性証明書の交付の可否
- (10) 海外渡航用の陰性証明書の交付の可否と対応可能な言語
- (11) 「入国者の待機緩和向け自費検査機関リスト」掲載の有無
- (12) その他、以下の該当項目がある場合にはその旨を明示すること
  - ・検査方法が「新型コロナウイルス感染症(COVID-19)病原体検査の指針」に準拠したものである場合
  - ・精度の確保に係る責任者を配置している場合
  - ・精度の確保に係る各種標準作業書・日誌等を作成している場合
  - ・検査分析機関が内部精度管理を行っている場合
  - ・検査分析機関が外部精度管理調査の受検を行っている場合

2. 利用者に説明する事項

下記の留意事項を利用者にわかりやすく説明すること

- ① 発熱や咳などの症状がある場合は、身近な医療機関に相談すること。
- ② 医師による診断を伴わない検査で結果が陽性的場合には、検査機関に提携医療機関がある場合には、被検者本人の同意に基づき、検査機関から医療機関に検査結果(陽性)が報告されること。提携医療機関がない場合には、自分で受診相談センターまたは身近な医療機関に相談すること。身近な医療機関を受診する場合、事前に電話すること。相談の結果、医療機関で再度検査が必要になる場合があること。
- ③ 医師による診断を伴う検査または提携医療機関等の医師により新型コロナウイルスに感染したと診断された場合には、医師が感染症法に基づく届出を行うことになること。
- ④ 偽陽性・偽陰性の可能性があること。
- ⑤ 検査結果は検査時点での感染状況に関するものであって、陰性であっても、感染早期のためウィルスが検知されない可能性やその後の感染の可能性があり、感染予防に努める注意が必要であること。